

福祉サービス第三者評価結果報告書

【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	幼保連携型認定こども園 和光園	
運営法人名称	社会福祉法人 聖天奉仕会	
福祉サービスの種別	幼保連携型認定こども園	
代表者氏名	園長 高岡 義光	
定員（利用人数）	261 名	
事業所所在地	〒 553-0002 大阪府大阪市福島区鷺洲 2丁目14-1	
電話番号	06 — 6451 — 7193	
FAX番号	06 — 6453 — 0337	
ホームページアドレス	https://wakoen.ed.jp/overview/	
電子メールアドレス		
事業開始年月日	昭和33年10月1日	
職員・従業員数※	正規 45 名	非正規 7 名
専門職員※	保育教諭 38 名 看護師 3 名 管理栄養士 1 名 栄養士 1 名 臨床心理士 1 名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 1歳児室-3、2歳児室-3、3歳児室-2、4.5歳児室-3、 調乳室、多目的室、沐浴、シャワー、園児用トイレ6、 多目的トイレ1、給食室、事務所、医務室、園庭、屋上 園庭、職員休憩室、更衣室、0歳児室(専用棟)、 こそだて相談室「かきのきルーム」、和光園「くすの き」	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する 事業所の同意の有無	有
-------------------------	---

【理念・基本方針】

【法人理念】

社会福祉法人聖天奉仕会は児童福祉法の理念を尊び
利用者の人権を保障します
社会福祉法人聖天奉仕会は第一に利用者の利益を尊重し
かつ地域社会との共生を目指します

【法人運営方針】

社会福祉法人聖天奉仕会は常にサービス利用者の要望に応えるべく行動し福祉
サービスのよりよき供給の担い手となるべく邁進します

【保育理念】

子ども一人ひとりの人格を大切に

【保育目標】

- ・心身ともにたくましく、よく遊ぶ子ども
- ・思いやりのある子ども

【施設・事業所の特徴的な取組】

- ❖ 0歳児の専用園舎やお寺境内隣接の広々とした園舎
感染症対策や愛着形成をねらい、0歳児専用の園舎を設け、1～5歳児の
園舎は、お寺と隣接し日本の伝統文化を感じられるような連携した保育が
行われています。
- ❖ 自然環境に配慮した保育実践
都市部でありながら、自然豊かな環境を生かし、積極的に保育内容に取り
入れています。
- ❖ 特別支援保育・障がい児保育の取り組み
障がい児保育に関して、障がいのあるこどもないこどもが共に育ちあうこと
を基本的な考えとし、各専門機関と連携を密にし個々の成長発達に寄与して
います。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社EMアップ
大阪府認証番号	270057
評価実施期間	令和6年5月1日～令和6年11月14日
評価決定年月日	令和6年12月16日
評価調査者（役割）	2102C002（運営管理・専門職委員） 2001C001（運営管理・専門職委員） 1901C020（運営管理・専門職委員） （ （

【総評】

◆評価機関総合コメント

幼保連携型認定こども園和光園は、社会福祉法人聖天奉仕会が運営する幼保連携型認定こども園です。法人は他にも幼保連携型認定こども園を運営し、永年にわたって地域に根ざした保育所運営に尽力されてきました。

幼保連携型認定こども園 和光園は、大阪市の中西部に位置し都心部に近い住宅地の多い地域です。区域にはJR・私鉄・地下鉄が縦横に走り、商業施設も数多く駅の南側には「大阪中央卸売市場本場」もあり、活気に満ちあふれた場所にあります。

園舎は3階建てで屋上と一階に園庭を有する施設です。玄関を入ると、明るく清潔感のある広々としたフロアがあり、1～5歳児の靴箱が設置されています。保護者への連絡掲示板は見やすく整理され、情報は適宜更新されています。給食室には大きな窓があり、子どもは自由に見学し、給食室との交流ができるようになっています。各階の保育室は南向きベランダに面して明るく、木調を基本としたぬくもりのある設計になっています。0, 1, 2歳児は保育担当制で、きめ細やかな教育・保育ができるように、4, 5歳児は異年齢保育クラスで、主体性を育む保育を目標に保育が行われています。0歳児は3階建ての新園舎専用棟として当園の裏にあり、月齢の発達に応じて各階に分かれて保育しています。和光園の理念「子ども一人ひとりの人格を大切に」を基に、子どもを尊重した保育実践が行われ、保育・教育を通して育てたい5つの力を育んでいます。職員は、和光園の保育理念に共感賛同し、専門分野のスキルを高める為に研鑽を積み重ねています。特に『和光園の言葉』として保育者の“言葉を手渡す言葉”を大切に子どもの心に届く言葉掛けを行い、毎日の保育を大切にしています。

今回は初めての第三者評価受審となり、様々な職種の職員で構成した第三者評価委員会を設置し、中心となって評価基準を一つひとつ職員と準備して施設の運営・保育実践について振り返りを行いました。施設長・副施設長・主幹保育教諭との連携があり、組織が整っています。

◆特に評価の高い点

❖地域の福祉ニーズを把握した公益的な事業や活動を積極的に行っています。
地域に根ざした施設として必要とされる役割や機能を発揮するために、社会福祉事業にとどまらない地域に開かれた活動を行い、地域に開かれた福祉施設としての取り組みを積極的に行っています。

❖子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が組織的に展開しています。
和光園の生活として年間を通じて、規則正しい生活リズムを安定させ、生活の見通しを持てるようにしています。各年齢毎に、朝・夕園庭や屋上で身体を動かして遊べるようにし職員間の連携が図られています。室内では複数の遊びコーナー（ままごと・ブロック・積み木・粘土・廃材利用製作・パズル・楽器等）自分の好きな遊びを選んでいます。玩具や教材は子どもたちの手が届きやすいように工夫しています。一人ひとりの遊びたい・挑戦したい気持ちが大切にされています。

❖「和光園のしおり」を作成しマニュアル等の整備が行き届き、職員の教育・保育実践の標準化に努めています。
子どもを尊重した保育の提供に関する指針として「和光園のしおり」が策定され、職員に周知し理解されています。子どもを尊重した保育の実施について「子どもを尊重する保育ルールブック」に子どもの権利条約を明示し、保育施設における児童虐待防止の手引き等が作成され取り組んでいます。人権を守り尊重する保育として、子どもの意思やプライバシーの保護に配慮されています。職員は毎日子どもの生活状況を把握して、保護者に分かりやすく伝える方法として、保育ドキュメンテーションを作成し保育の質の向上に努めています。

❖職員のスキル向上に繋がる研修の参加や勤務体制等働きやすい職場環境が整備され、職員の意識向上に繋がっています。
施設は、施設長・副施設長・主幹保育教諭はじめ職員が一体となり、保育理念に基づいた保育実践となるよう組織力を高めています。職員配置を充実させたり、研修に参加できる職員体制を整えたり、職員は保育向上の為に、前向きな姿勢で取り組んでいます。また、子どもから離れての休憩室の改築やワークライフバランスに考慮した休暇の取得や働きやすい職場環境を整備しています。

◆改善を求められる点

❖事業計画の内容について明確な数値目標や具体的な経営課題・問題点を記載することが望まれます。
把握した経営状況を分析していますが、明確になった課題については実行可能な内容を精査し、改善については改善計画を作成し実施に向かうことが望まれます。理念や基本方針の実現に向けた取り組みに繋がるよう、内容の見直しを行うことが望まれます。

❖職員の自己評価が施設の自己評価に繋がる取り組みが期待されます。
保育士の自己評価は、適切に実施していますが、今後は実施した自己評価を施設の自己評価に繋げ、施設全体の課題を明確にし全職員で課題解決に向けて、取り組むことが期待されます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価においては、自園の取り組みに対し、大変高い評価をいただくことができました。

高評価を受けた項目については継続して取り組みつつ、ご提案いただいた内容等に関しては検討・改善し、子どもたち・保護者の皆様・地域の皆様・職員の四方よしの園運営が行えるよう、職員一同取り組んでいきたいと思えます。

今後ますます、子ども一人ひとりの人格を大切にしながら、子どもたちが生きる力、また、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため、「主体的・対話的で深い学び」に繋がるような保育の質の確保と向上、保護者の方の利用満足と同時に職員の働きやすい環境双方の向上について邁進する所存です。

ご協力いただきました保護者の皆様、今回受審にあたりご指導ご鞭撻賜りました株式会社EMアップの皆様、誠にありがとうございました。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	「和光園のしおり(職員用)」「全体的な計画」「入園のしおり」ホームページ・パンフレット等において、運営理念・運営方針・保育理念・保育目標が掲げられています。施設が目指す子ども像は『子ども一人ひとりの人格を大切に心身共にたくましく、良く遊ぶ子ども・思いやりのある子ども』としています。また和光園での保育・教育を通して育てたい5つの力を『1.人の話を聞く力(学習能力とコミュニケーション能力) 2.集中して取り組む力 3.生活のルールを通して社会のルール理解し、守る力 4.良い人間関係を作る力(思いやり・やさしさ・譲りあい・協力・がまん等) 5.豊かな感性・知的好奇心・五感を育てる』があり、毎日の生活と遊びを通して身に着けていくこととしています。職員には「和光園のしおり」を活用し、ビジョン会議で読み合わせを行い周知しています。保護者には「パンフレット」「入園のしおり」「重要事項説明書」等で丁寧な説明をしています。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	社会福祉事業の動向については、厚生労働省白書や福祉医療機構経営レポート・大阪市地域福祉基本計画を参考に分析し、大阪市私立保育連盟に参加して情報集約を行っています。また、大阪市の推計人口年報を参考に人口の増減率や世帯数を把握し、地域の特徴や変化等を調べて分析しています。保育のコスト分析は、月次試算表で月1回会計士と打ち合わせを重ね、現状を適切に確認しています。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	経営環境の課題として“子どもへの言葉かけ指導・樹木の害虫対策・勤務体制の変更”等を課題として挙げています。これらの課題について、理事会で報告を行い役員と情報共有をしています。経営状況や改善すべき課題について、理事会・評議員会で議題で挙げ、運営会議・ビジョン会議等で職員へ周知し、意見交換をしています。	

		評価結果
I - 3 事業計画の策定		
I - 3 -(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I - 3 -(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	中長期計画は2021年度から2025年度とし、5ヶ年計画を策定しています。計画を策定するにあたり、理念や方針の実現に向けた目標を明確にし、経営課題や改善に向けた具体的な内容として“整備実績及び整備計画・経営組織のガバナンスの強化・経営と事業運営の透明性の向上・諸規定の見直しと整備及び人材の育成・収支計画”を明示しています。	
I - 3 -(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	単年度事業計画の内容は“理念と目標の再確認・適切な福祉サービスの提供・人材の確保育成・運営の透明性の確保・地域との共生・収支計画”としています。また“園児の健康管理安全管理・園児の栄養管理・教育 保育・苦情解決体制の整備・職員処遇・事務管理”等を挙げています。今後、事業計画は実行可能なより具体的な事業内容として記載することが望まれます。	
I - 3 -(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I - 3 -(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	職員の意見を反映する為、ビジョン会議や日常の昼礼で話し合いや周知が行われ、次年度の計画を作成しています。大阪市施策のまた実施した事業として“だれでも通園制度”の実施(くすのきルームの開設)や職員用休憩室を新設した実績があります。事業計画は3月中に評価を行い、理事会・評議員会に併せて報告しています。今年度予定していた大規模修繕は、補助金の関係で次年度へ繰り越すよう検討しています。	
I - 3 -(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	保護者には、入園説明会のオンラインミーティングや入園式・懇談会等で、事業計画の主な内容を知らせています。「入園のしおり」「おたより」等の資料は簡潔にまとめ、配布・掲示して知らせています。また、アンケート配信やみんなのBOX(意見箱)で意見や要望等を聞いて、保護者の意向を集約する仕組みがあります。	

		評価結果
I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I - 4 -(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I - 4 -(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	サービスの質の向上に向けて、自己評価会議(振り返り)・園内研修・チェックリストの実施・運営会議を充実させ、実施後には職員へ報告を行い課題の改善に努めています。保育の質の向上の為に、委員会の設置や研修制度の見直しを行った事例があります。施設の自己評価は「施設関係者評価」と同時に「職員の自己評価チェックリスト」を利用して行われ、評価結果を基にビジョン会議や施設自己評価会議で分析検討しています。	

I - 4 - (1) - ②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	評価結果を分析した課題や結果は、職員で構成している委員会でレポートとして記録しています。また、施設の自己評価会議で改善策について話し合う機会を持ち、評価の低かった事案やニーズがあるものを明確にし、改善に努めています。改善の取組み事例として“職務内容の精査・ノンコンタクトタイムの導入・保育内容の見直し”があります。具体的な改善の見直しは、その都度行われていますが、今後は改善の時期や方法をより具体的に決め、職員の意見を反映した「改善計画」の作成が望まれます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ - 1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ - 1 - (1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ - 1 - (1) - ①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	「中長期計画」「事業計画」に施設の経営・管理に関する方針と取組みを記載し、施設長の役割や責任については「和光園のしおり(職員の職種・職務の内容、重要事項説明書・運営規定)」に明記し、職員に配布すると共にビジョン会議で周知しています。保育中の有事の際の対応については、詳細に定められていますが、今後は施設長不在時の権限委任(指示系統)を明確にした文書(フローチャート等)を作成することが期待されます。	
Ⅱ - 1 - (1) - ②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	コンプライアンスの遵守に向けて、児童福祉法・認定こども園法・子ども子育て支援法・幼保連携型認定こども園教育保育要領・保育所保育指針等に沿った運営に努めると共に、コンプライアンス研修やハラスメント研修等で理解を深めています。環境への配慮を含む取組みとして、地球温暖化対策推進法を基に、SDGSの活動を積極的に行っています。職員には昼礼時に事例を通して、その都度説明を行っています。今後は建築消防関連法や雇用労働関連法等幅広い分野の法令についてもリスト化し、職員に周知することが期待されます。	
Ⅱ - 1 - (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ - 1 - (2) - ①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は年2回の職員面談を行い、職員の意見を聴取すると共に「自己評価チェックシート」を用いて、職員の状況を把握・評価しています。保育の質に関する課題は“食事介助の仕方・日課の見直し方・OJT指導”を挙げ、その改善の取組みとして、園内ビデオ研修や事例共有を行っています。また、保護者対応研修・ソーシャルスキル研修・安全管理研修・保健衛生研修・特別支援研修等多岐にわたる研修に、職員が参加できる体制を整えています。	
Ⅱ - 1 - (2) - ②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	経営の改善や業務の実効性に向けて、面談を基に人事考課を行い、社会労務士との会議で分析・確認しています。ゆとりのある人員配置や業務の効率化を図る為、シフト調整・処遇改善・休憩室設置・マッサージ機設置等、働きやすい職場作りに努めています。職員による多くの委員会・行事担当で、定期的な話し合いやマニュアル作成の見直しを行い、職員が主体的に園運営に関わっています。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	人材確保に向けた具体的な取組みとして、就職フェアへの参加・ハローワーク・養成校への求人・友達紹介・実習生の受入れ等を行い、採用に繋げています。入職後には、宿舍借り上げの補助・キャリアアップ研修受講の推奨等の支援を行っています。人材育成の基本的な考え方は「和光園のしおり」に記載しています。今後は、人材育成についての具体的な取組みを記載した文書の作成や計画を作成することが望まれます。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	理念・基本方針に基づき「期待する職員像(和光園ペルソナ)」が定められ、全国保育士会倫理綱領八項に加え九項目として「体罰・虐待の禁止」の遵守を追記しています。人事基準は「就業規則」に定め、職員は常時閲覧できるよう各クラスに「和光園のしおり」として設置しています。職員処遇の水準や処遇改善の必要性については、施設長が会計事務所と協議を行い、職員面談での人事考課で人事の昇格・降格を図っています。また“和光園キャリアアッププラン”で、職員が自ら将来の見通しが持てるような仕組みがあります。	
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
(コメント)	労務管理責任者は施設長が担い、職員の就業状況はアプリの台帳や年次有給休暇簿で管理しています。職員の心身の健康と安全は、健康診断や衛生管理者(副園長・看護師)によるメンタルヘルスチェックが行われています。人材確保や定着の観点からワークライフバランスに配慮し、残業の軽減・共済(3団体)への加入・短時間労働・不規則労働の導入の他、住宅手当・特別休暇・予防接種等職員の希望を聴取し、総合的な取組みを実施しています。	
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	「和光園のしおり」に「期待する職員像(和光園ペルソナ)」を明示し、職員の目標を明確に示しています。一人ひとりの目標は「1ON1シート」に記入し、年2回の施設長・副施設長の面談を行い、中間報告で振り返りと目標達成の確認をしています。また「自己評価チェックシート」を活用し、施設の方針に沿った目標を立て、保育の実践に繋げています。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	年間研修計画は、乳幼児保育・幼児の遊び・わらべうた・食事・特別支援教育・事例検討会・外部公開保育・園内公開保育・作業療法士巡回指導等、多岐に渡る充実した内容となっています。研修には年間一人当たり平均3回〜から5回の参加ができるような体制を整え、研修レポートを基に研修成果の評価を副施設長が行なうと共に、研修発表や回覧が行われています。学年ミーティング全体ミーティング・リーダー会議・昼礼等で、研修内容等の見直しを行っています。	

Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	職員自身の保育についての知識や技術の習得に向けた研修の参加が行われる“和光園のキャリアアップ研修プラン”があります。乳児クラスでは個別的なOJTが行われ、職員の経験や習熟度に配慮しています。職務に必要とする知識技術を得る機会として、乳児保育・幼児保育・食事・虐待・あそび・運動・マネジメント等の研修を受ける体制を確保しています。研修案内は掲示で行い、職員一人ひとりが偏りなく受けられるように配慮しています。今後は、階層別(個別)・職種別・テーマ別の研修内容を研修計画に追記し、より具体的な計画となるよう作成することが望まれます。	
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	実習生を受入れる際には「実習生マニュアル」を基に対応しています。実習生受入れに関する意義や基本的考え方を「和光園のしおり」に記載しています。実習生には“実習オリエンテーション”を用いて事前説明を行い、実習内容・医療的ケア児・特別支援児への関わり方の指導も行っています。実習指導者に対しては受入れや助言指導等の記載があります。養成校との連携として、実施期間中の担当教員との中間報告や課題についての話し合い・実習後の振り返り等の講評を行っています。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	理念や基本方針・保育の内容・事業計画・事業報告・予算決算情報がホームページで公開しています。地域の福祉向上の為、園庭開放・子育て相談・看護師相談支援・こどもだれでも通園・地域子育てサロンへ保育士派遣を行っています。苦情解決の体制については、園内掲示・重要事項説明書・ホームページに明記しています。地域の公共機関や社会福祉協議会・福島区役所にパンフレットを配置し、多くの家庭に施設の存在意義や役割を知らせています。また、苦情があった内容は、ホームページで公表しています。	
	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	施設に於ける事務・経理・取引等に関するルールは「和光園のしおり」「運営規定」に定められ「職員の職種・職務の内容」に明記しています。事務・経理等の内部監査は、監事監査及び会計事務所・司法書士の立ち入りチェックで行われ、財務や事業については公認会計士による外部監査を法人にて実施し、指摘事項や改善の具体案等の助言や指導を受け、適正な運営管理を行っています。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	地域の関わりについての具体的な考えは「事業計画」に“地域との共生”として記載しています。また「入園のしおり」「全体的な計画」「和光園のしおり」に地域との連携や交流を示しています。子育てに役立つ情報として、保育雑誌・生活情報誌・育児に関わる情報等を玄関事務所前のスタンドや本棚・アプリ配信で知らせています。地域との交流を目的として、郵便局・消防署訪問・こどもだれでも通園・園庭開放・あそび大会への未就園児招待等の取組みをしています。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	ボランティアの受入れに関する基本姿勢は「和光園のしおり(ボランティアのマニュアル)」に記載し、施設長・副施設長が担当し事前ミーティングを行っています。ボランティアの活動例として、わがまち体験(小学生)・中学生職業体験・高校生学生ボランティアの受入れをしています。次世代育成や学校教育への協力を目的として、夏休みや冬休みを利用した学生ボランティアの受入れや、小学校の定例行事を受け持つ等の実績があります。また、町会の方の有償ボランティアで施設の雑務や掃除等を担当してもらっています。	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	関係機関との定期的な連携は、福島区民間保育所連絡会・福島区施設長会議・子育て支援連絡会・健全育成会等で情報共有しています。連絡会議等で直近の事例として、夏休み前の小中学生の生活指導等が挙げられました。職員には会議等で周知し、情報共有をしています。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもの対応については、要保護児童対策地域協議会・子ども相談センターと連携を取る仕組みがあります。施設として必要な関係機関は各種マニュアル等で明示していますが、施設に直接必要な全ての関係機関について、一覧にまとめ掲示し職員に周知することが期待されます。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	地域の福祉ニーズ等を把握する為に、健全育成・社会福祉施設連絡会・聖天通り商店街復興組合の地域活動協議会で、定期的な情報交換を密に行っています。福島区民生委員連絡会・福島区子育て支援連絡会との連携で、地域活動に積極的に取り組んでいます。また、保育所の持つ機能を地域に向けて還元する取組みとして、園庭開放・子育て支援相談室『かきのきルーム』で子育て相談を受付けています。子どもに関する相談以外(高齢者や家庭)についても受付けていきたいと考えています。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	把握した福祉ニーズ等に基づいた計画を「事業計画(地域との共生)」「子育て支援ブック(和光園のしおり)」に明示しています。地域の子ども達に施設を開放したり、地域の社会資源・情報を提供したりして、地域との繋がりや契機になるよう努めています。地域コミュニティの活性化等を目的とした、福島区役所の子育てサロン・赤ちゃん広場に保育士の派遣を行う等の取組みを行っています。地域の防災対策として、近隣住民との避難訓練を実施する等積極的な地域活動が行われています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ- 1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ- 1 -(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ- 1 -(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	子どもを尊重した保育実践の内容は「和光園のしおり」に、保育の提供に関する考え方や方法については「子どもを尊重する保育ルールブック」に明示しており、職員は子どもや保護者等の尊重について“子どもを尊重する保育”の園内研修で学んでいます。また個々に「適切な保育の為のチェックリスト」「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、理解度を確認しています。子どもが互いを尊重する心を育てる取り組みとして、4,5歳児では異年齢保育を取り入れ、友だちに優しくすることや認め合う気持ちが育めるような保育を行っています。子どもの性差への先入観による固定的な対応をしない等の人権や文化・多様性等について、看護師が職員に対して“命の授業”を行ったり、アンコンシャスバイアス研修（無意識の偏見や思い込みを持たない）を行ったりし、子どもへの配慮について学んでいます。その内容は保護者に「入園のしおり」や掲示等で周知しています。	
Ⅲ- 1 -(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	プライバシーの保護については「子どもを尊重する保育ルールブック」に明示し、職員はそれを基に研修を行い保育実践に繋げています。プライバシーに配慮した取り組みの具体例として、乳児のオムツ替え・プールや着替え・健康診断の時には外部からの視線を遮るように目隠しを行ったり、男女分かれての着替え等に配慮しています。保護者には、入園説明会・おたよりで周知し理解を図っています。	
Ⅲ- 1 -(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ- 1 -(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	施設の情報はホームページや施設のパンフレットに記載し、多くの人に周知できるよう福島区役所や地域の子育てサロン等で紹介しています。施設の理念や大切にしたい事・保育内容・生活内容の流れ・食事等施設の情報を示し、写真や図を用いて簡潔で分かりやすい内容となっています。利用希望者の施設見学は随時受付けて、保育内容が見学できる午前中に時間を設け、個別案内しています。その際、質問や相談を受付けて必要に応じた個別相談にも対応しています。	
Ⅲ- 1 -(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	利用が決まった保護者には「入園のしおり・健康のしおり・重要事項説明書・個人情報取り扱いにおける規則同意書・教育保育提供に係る契約書」を郵送及び手渡しをし、入園説明会で説明しています。説明に当たっては、対面やオンラインミーティングで行い、疑問や質問に対応しています。利用に当たっては「契約書及び同意書」を提出してもらい、保護者の意向を確認しています。特に配慮が必要な保護者対応については適正な説明が記載された「子育て支援ブック」を基に、全職員が対応できるようにしています。	
Ⅲ- 1 -(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	施設等の変更の際の対応について「保育児童要録マニュアル」に手順や引継ぎ内容を記載しています。卒園転園の際には、相談できる担当者として施設長及び副施設長が窓口となっています。施設の利用が終了した際に子どもや保護者に対して、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容は年度初めの「懇談会レジュメ」に記載し、配布周知しています。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	一人ひとりの子どもに応じた援助や支援を行う為、職員は日常保育の中で子どもの保育観察を行い、保護者からの聞き取りや連絡帳で情報を得ています。保護者にはアンケート調査や個人面談・悩み相談の受け付けを行い、クラス懇談や個別面談を実施し、意見や要望を聞く機会を設けています。適時実施しているアンケートで把握した結果は、集計し保護者へ回答を公表しています。保護者からの要望で夕涼み会の内容を検討し、親子で参加できる日時を設けた実績があります。副施設長は常に保護者の意見に耳を傾け、できる限り改善に努めています。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情解決の体制として、苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員の設置をしています。玄関の掲示ボードには苦情解決の仕組みを示し、みんなのBOX(意見箱)の設置があります。また、ホームページや重要事項説明書に『要望・苦情に関する相談窓口』を記載し、苦情解決の実績はホームページに掲載しています。苦情内容については「苦情対応記録」に記録しています。苦情の申し出があった場合は、早急に責任者同席の元、保護者と直接面談を行い回答をしています。申し出のあった苦情相談内容として、登降園門前の保護者の喫煙・送迎時の境内遊びへの注意喚起に取り組んだ実績があります。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	保護者が相談や意見を述べる方法は、苦情解決の体制の掲示やみんなのBOX(意見箱)の設置「和光園だより」に“ご意見ご要望について”の記載があり、相談対応と意見の傾聴に努めています。相談を受ける際には面談室や空き教室を利用し、相談者のプライバシーを守り、話しやすい環境を整えています。また事務所には、副施設長・主幹保育教諭・看護師が常駐している為、保護者が相談しやすい雰囲気を作っています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	保護者の対応については、相談内容に応じて個別に対応し、保護者への声掛けや不安な状況を見逃さず記録して、職員で共有しています。保護者対応研修・保護者支援研修・相談支援技術研修・ロールプレイング研修等で保護者支援を学び、個人懇談や送迎時に速やかに対応できるよう努めています。「和光園のしおり(苦情解決の取組み)」の見直しは対応後に行い、緊急性の高い事案が発生した場合には、早急に全職員に周知する仕組みがあります。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	リスクマネジメントに関するマニュアルとして「安全管理・危機管理マニュアル」を整備しています。職員による防災・安全危機管理委員会を設置し、施設全体の安全に関わる共通認識に繋げています。また「教育・保育施設等における事故報告」「ヒヤリハット報告」「事故報告書」等を活用し、発生要因を分析して再発防止に努めています。職員は、さすまた研修・エビペン研修・心肺蘇生・救命研修・看護師研修等で安全確保事故防止に関する多様な研修に参加しています。子どもの安全に関する情報収集や、職員への周知・注意喚起はその都度行い、事故防止や安全確保に努めています。	

Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症対策責任者は、施設長及び副施設長が「安全管理・危機管理に関するマニュアル」に基づき、日々の感染症対策が行われています。職員は、昼礼や委員会での情報を共有し、AED・窒息解除のシュミレーション・看護師指導による消毒、嘔吐、おむつ処理等の実技指導研修が行われています。感染症が発生した場合は、玄関掲示・必要に応じて連絡アプリでの配信を行い、室内の消毒・手指衛生・感染者数や発生状況等の確認・サーベイランス（園内を感染症において注意深く監視する）の確認を行い、初動対応をしています。看護師が毎日クラスの状態を巡回で確認し、感染者や体調不良児を早期に把握しています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
(コメント)	災害時の管理体制は「安全管理・危機管理マニュアル」「防災計画」に明示し、緊急時の対応や避難ルート等の対応を定めています。子どもや保護者及び職員の安否確認は、災害ダイヤル・連絡アプリ等を利用して行っています。備蓄責任者は管理栄養士が担い、防災備蓄リストを作成し避難袋を各クラスに常備しています。消防署との連携による合同訓練は、地域の方も参加し年2回行われ、様々な災害を想定した訓練が実施されています。今後は「事業継続計画」を作成し、施設再開に向けての復旧計画を作成することが望まれます。	
		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	保育の基本方針について「保育マニュアル」に、子どもの尊重・プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢は「子どもを尊重する保育 ルールブック」に明示しています。保育の実施方法は、園内研修・OJTで職員に共通理解をする機会を設けています。主幹保育教諭が巡回し、実施状況について確認すると共に、職員は「適切な保育のためのチェックシート」で振り返る機会を設けています。保育実践が画一的にならないよう、週日案・個人案・日課等で配慮できるようにしています。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	保育の実施方法の見直しは、年度末職員会議で行っています。日々の保育で見直しが必要になった際には、施設長・副施設長・主幹保育教諭等で検討し、迅速に変更する仕組みがあります。直近では、プール入水時の消毒槽腰洗いの廃止・散歩時の子どもの疲れた際の対応について見直しをしています。また、保護者からの意見や提案内容については、十分な検討をし反映させるようにしています。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	指導計画等は「アセスメントのポイントとアセスメントの書き方」を基に適切に作成しています。指導計画は、年間計画・月間計画・週日案・個人案の単位で作成しています。また、個別のニーズに対する配慮や留意事項は「個人案」「振り返り」「指導要録」に記載しています。保護者の意向を把握してクラス担任が計画に反映する仕組みを整備しています。内容については、施設長・副施設長・主幹保育教諭・担当保育教諭が定期的に確認し、必要に応じて、施設内の看護師・管理栄養士また外部の福島区子ども支援室の作業療法士・発達支援の巡回・療育施設等と協議を行い、子どもの発達や育ちについて指導計画を作成しています。	

Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	指導計画の見直しの方法・仕組みについては「保育マニュアル(PDCAサイクル)」に明示しています。指導計画の評価・反省は、年間計画・月間計画・週日案・個人案・子どもの姿に記録しています。直近で見直した計画では、3歳児の発達に合わせた園庭遊びを集団で行う等の変更を行ったことが挙げられます。今後は、年間指導計画の作成にあたり、6年間の育ちの連続性が確保されるように見直しをすることが望まれます。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	子どもの身体状況や生活状況等は「個人案」「振り返り」「保育要録」に記録しています。身体状況は、毎月の身体測定で把握し「学籍簿」に記録して、保護者には連絡アプリで共有しています。職員間の情報共有はリーダー会議、会議録の回覧等で共有できるようにしています。子どもの状況等を記録する際、記録内容や書き方に差異が生じないように「書類作成マニュアル」を使用し、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしています。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	「個人情報保護等に関して(和光園のしおり)」により、子どもや保護者の記録の保管・保存・破棄・情報提供に関する規定を定めています。記録の管理責任者は施設長とし、全職員に対して個人情報保護に関する周知と徹底を会議や研修で実施しています。保護者には、入園説明会や個人懇談で説明を行い、個人情報保護に於ける規則の同意を得ています。職員には、集団守秘義務についてや情報の園外持ち出しの禁止等を徹底し、書類関係は事務所内の鍵付き書庫で保管されています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－1 保育内容		
A－1－（１） 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
(コメント)	全体的な計画には、保育理念や保育目標、保育・教育指針を記載しています。0歳児、1,2歳児、3,4,5歳児と分けて養護と教育のねらいを掲げ、年齢別の子どもの保育のねらいや内容を明記しています。また、保育の特色や食を営む力の基礎、社会的責任、地域の実態に対し事業に取り組むこと等を記載しています。その他、子どもの健康支援・環境衛生管理・安全対策事故防止、小学校や地域との連携等を記載しています。作成や見直しについては時期を決め、職員の意見を吸い上げる形で進めています。	
A－1－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	子どもが心地よく過ごすことのできる環境整備は「保育マニュアル」に基づいて行っています。室内の温度や湿度等は温湿度計で毎日チェックし、学校薬剤師による環境検査を年3回行い、適切な状態を保持しています。園内の設備・用具や寝具の衛生管理について「安全チェックリスト」を整備し、月に1回施設内の安全点検を行っています。トイレや手洗い場は職員が清掃し、薬剤等は子どもの手が届かないよう安全対策を図っています。また、玩具はアルコール消毒をし、寝具は週1回のシーツの持ち帰りとし、コット使用後は消毒し衛生管理に努めています。室内には、発達に応じた遊びができるように木製や手作り玩具等を準備し、子どもの導線を考えて配置しています。オープンフロアにしすぎないように落ち着ける空間を作り、室内や“みんなの部屋”で一人で過ごせるスペースを確保しています。心地よい生活空間として、午睡時の寝る位置は毎日固定し、いつも同じ環境で安心して眠れるようにしています。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	個別指導計画は、子どもの発達や保護者の思いを把握し作成しています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように、子どもとゆっくり関わる時間をもち、積極的に話を聞くことを意識し、子どもの気持ちや考えを尊重しています。十分に自分を表現出来ない子どもに対しては、子どもの姿から何が必要かを考え、気持ちを汲み取り、代弁・受容・傾聴に努めています。子ども同士のトラブルの際は、怪我や事故に繋がらないよう見極め、お互いの気持ちを聴き取っています。集団活動に参加したくない子どもがいた場合は無理強いせず子どもの目線を追って何に興味を持っているのかを観察し、対応しています。職員の言葉づかいについては“ビジョン会議”で『言葉を手渡す保育』を共有し、せかす言葉や制止の言葉については、保育のビデオを撮り園内研修で振り返る機会を持っています。	

A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
(コメント)	子どもの発達段階に応じた支援の方法を「年間指導計画」「保育マニュアル」等 に示しています。子どもが自分でやってみようとする気持ちを大事にしながら援 助しています。排泄の促しは、排尿感覚を見極めて誘いかけ、失敗体験とならな いよう努めています。活動と休息のバランスについて、午睡時は子どもそれぞ れの入眠しやすい姿勢等に配慮し、個々の状況に応じて対応しています。基本 的な生活習慣を身に着ける事の大切さは、子どもの主体性を大切にしながら、衣 服のたたみ方や靴の脱ぎ履き等保育教諭が見本となり、丁寧に伝えています。今 後は基本的生活習慣の具体的な方法について、家庭との連携をもとに園で継続 することの大切さをカリキュラム会議等で検討・見直しすることが望まれます。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊び を豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	子どもの興味関心に基づいた保育を大切に、3歳以上児では子どもが主体的 に活動できるように、興味を持っていることを自分で選択して取り組める“プ ロジェクト保育”に取り組んでいます。直近では、子どもからの発信で『水に浮く もの』から興味や考えを巡らし、試行錯誤しながら最後は乗れる大きな舟を完 成させた取り組みがありました。遊びを継続したい場合は、継続できる様に子 どもの意向を尊重しています。園庭や屋上では、ジャグリングやうんてい、吊 り輪、鉄棒、砂場等で身体を動かして遊んでいます。クラス数が多い為連携を密 にし、どのクラスも外遊びの時間が持てるように時間帯を区切って交代し、活 動しています。散歩では、浦江降園や下福島公園等を訪れ、鬼ごっこや虫探し等 をして楽しく遊んでいます。子どもが社会的ルールや態度を身につけていける よう、散歩時は信号等で交通ルールを知らせています。身近な自然は、隣に ある聖天了徳院の境内を散策したり、柿やみかん、銀杏の木で四季の移り変 わりを感じ取っています。プール横にある畑やプランターで夏・冬野菜を栽培 し、アゲハチョウの生長を見届けたり、カブトムシを観察したりしています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開される よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	乳児の保育室は専用保育棟にあり、静かな環境を保っています。保育室が1階 から3階に各一部屋ずつ有り、月年齢や部屋の広さで分かれています。各部 屋は明るく家庭的でクッション性のある床材や素材を使用し、ハイハイや歩 行が十分できるように広いほふくスペースがあります。手が届くところに玩具 があり、運動遊びが楽しめるよう段差のある円形マット等常設しています。育 児担当制を行っており、特定の保育者等と愛着関係を築きながら子どもの気 持ちに寄り添い、信頼できる一対一の関係を大切にしています。音の鳴る玩 具や感触の良い素材の物等で手作り玩具を充実させ、個々の発達に応じて物 的環境を調整しています。また、保育マニュアルに基づいて、個々の成長や 発達に合わせ、離乳食や生活のリズムを見極めることを大切にしています。 ICTアプリの連絡ノートには、食事、午睡時間、排泄、一日の様子等を記載 すると共に、登降園時に子どもの様子を直接保護者に伝えています。戸外へ の散歩は、避難車で境内に出掛け、本園の避難訓練等の行事にも参加して います。豊富な生活体験を経験できるような場面を多く取り入れられるよう な保育内容を検討されることが望まれます。	

A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	一人ひとりの状況に応じ、個々の発達や興味に合わせて自我の育ちを受け止め見守っています。1歳児以上のクラスでは屋上や園庭で毎日身体を動かして遊んでいます。探索活動に適した環境として、自発的な活動を引き出す為に子どもの手が届く範囲に棚を設置し、玩具はいつも同じところに置き分類して選択できるように環境構成を工夫しています。また、育児担当制で特定の職員と共に過ごしたり、手遊びやわらべうたを楽しんだりしています。食事の場面では姿勢保持の為、足が床に届かない子どもには足台を使用して椅子に腰掛けています。イヤイヤ期の対応は、子どもの言葉の裏にある子どもの思いを汲み取り、選択肢を与え自分で納得して行動できるようにしながら、子どもの自我の育ちを受け止めています。子ども同士のトラブルについては、喧嘩を見守る際は互いの思いを丁寧に受け止め、しっかりと聞き仲立ちしています。子どもの状況については、保護者に対して食事、排泄、午睡、体温、子どもの様子等を毎日ICTアプリの連絡ノートに記録すると共に、直接その日のエピソード等を伝えています。また、2歳児は後半連絡帳を無くしていく経過措置として、保育ドキュメンテーション（毎日）で写真やコメントを掲示し、知らせています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	3歳児では“簡単な決まりや約束を知り、友達と一緒に遊ぶ事や活動する事を楽しむ”等の年間目標を立て、安全に思い思いに遊べるように空間や玩具等を整えています。また、子ども達には肯定的な言葉掛けを心掛けています。4・5歳児は縦割りのクラス編成で“色々な事に興味を持ち、経験を広げる”“考えや気持ちを出し合って活動する楽しさを共有する中で、友達との一体感を味わう”等の年間目標を立てて、気の合う友達やクラス一緒に活動する楽しさを味わえるように構造遊び等色々な遊びに取り組んでいます。また、友達と活動する中で、葛藤やつまずきを体験しながら自分の気持ちを調整し、折り合いをつけられるようにしています。4歳児は、5歳児と一緒に生活する中で憧れを抱き、次年度の自分の姿に期待や自信が持てるように共同活動をしています。5歳児は4歳児に教える姿があり、優しく関わり思いやりの気持ちが育っています。職保育教諭は挨拶等で常に手本となる事を意識しています。子どもの育ちや取り組んだ活動については、クラスだよりや各年齢に毎日、保育教諭が作成する保育ドキュメンテーションで保護者に知らせています。地域の方々へは、福島区の広報誌やホームページで園の取り組みを知らせて、小学校へは校長面談や訪問時に伝える工夫をしています。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	障がい児の保育については、生活面や遊びの面等児童の姿を記述した個別指導計画を立案し、保護者にも閲覧してもらい、3ヶ月に1度面談をし家庭と連携しながら援助を行っています。子どもが心身を落ち着ける必要がある場合は、“みんなのいえ”等で過ごせるようにしています。定期的（年2回程度）に作業療法士の巡回指導があり、個々の状態について対応の助言を得ています。また、医療的ケア児を受け入れており、看護師3名が対応に当たっています。対外的にも広報しており、医療的ケア児の保育について問い合わせの相談等の連絡も多くあります。障がい児を担当した職員が研修を受け、子どもの対応について自己研鑽できる体制が整っています。今後は部屋やトイレの出入り口の小さな段差等、安全面でのバリアフリーの整備が期待されます。	

A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	年間を通して規則正しい生活リズムを安定させ、自分の生活に見通しが持てるようにしています。疲れた際には幼児室にもコット(1台)を置いたり部屋にスペースを作ったりして、身体を休めることができるようにしています。一人になって心身を落ち着ける必要がある場合は“みんなのへや”等で過ごせるようにしています。ホールには“かまくら(木製の小屋)”があり、子ども達の憩いの場となっています。合同保育は、早朝(7時～8時)夕方(18時～19時)で、ブロック、パズル等年齢に応じた玩具を用意しています。子どもの状況については、メモやクラスノート、口頭で職員同士で共有しています。保護者から得た情報については職員間で書面で引き継ぎをしています。降園の際には、0,1,2児は保護者に当日のエピソードや健康状態を直接伝えるようにし、3.4.5歳児は保育ドキュメンテーション等で子どもの様子を分かりやすく伝えています。担任が会えない保護者に対しては、ホワイトボードや連絡メモを利用して担当職員が伝えています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	就学に向けた支援については「年間指導計画」に記載しています。就学に備え、午睡は3歳児クラスの年度末より無くしますが、個別に配慮し対応しています。就学の見通しについては、子ども達は小学校から招待を受けて訪問したり、小学校生活のDVDを見たりしてイメージが持てるようにしています。また、校長先生のお話を聞く機会もあります。保護者には懇談会を設け、不安がないように努めています。「保育要録」は、担任が作成し小学校へ直接持参し提出しています。	
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	看護師3名が常駐し、全体の子どもの管理・乳児クラス・医療的ケア児の担当に分かれ各役割を担っています。看護師は「全体状況把握表」を基に全クラスを巡回し子どもの健康状態の把握を行い、職員に周知する重要な役割を果たしています。子どもの健康管理については「こどもの健康管理(大阪市発行)」「健康のしおり」を基に、職員は日々の保育を行っています。子どもの健康に関する取り組みについて「年間保健計画」を作成し、保護者には「保健だより」や感染症についての各クラス掲示で周知しています。子どもが体調を崩した際の様子や怪我をした経緯と対応については、保護者への通院前後の電話連絡と経過の説明を担当と看護師が対応しています。SIDSに関する勉強会や研修会を外部・内部研修を実施し、全職員が重要性を理解しています。記録方法については、0歳児は5分おき、1,2歳児は10分おきにアラームを使用し、保育者が実際に子どもに触れて顔色・呼吸・向きを確認し「SIDS表」に記録しています。保護者へ必要な情報や施設の取組みは、入園説明会で伝え室内にポスターを掲示しています。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	子どもの健康管理として、内科健診は年2回(全園児)、歯科健診を1歳以上児に年1回、尿検査を1回(2歳以上児)実施しています。健診の結果は学籍簿に記録し、保護者には連絡アプリで結果を知らせています。歯科健診の結果については、健診結果の受診報告書を渡し、完治証明を提出してもらっています。また「年間保健計画」を看護師中心に立案し、それに基づいた“手洗い・うがい、歯のお話(毎月)、プライベートゾーンのお話し”等について看護師が子どもに身体や健康の大切さを伝える機会を設けています。	

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント) 施設の給食は「なかよし給食」として卵・小麦・乳の食物を完全除去対応の給食としています。アレルギー対応については「安全管理」「危機管理に関するマニュアル」に明示しています。保護者へかかりつけ医への受診を依頼し「アレルギー疾患生活管理指導票」と「医師による指示書・除去食品確認書」の提出を求めています。現在対象児がいない為、その他のアレルギー除去食が必要になった場合の対応は、個別に献立表を作成して代替食を提供することとしています。給食配膳時には、給食室内と配膳担当職員と管理栄養士等がダブルチェックを行い、誤食の予防に努めるとしています。職員は、看護師の研修(エビペン講習)等を通して、アレルギー疾患や慢性疾患等の知見を習得しています。	
A-1-(4) 食事	
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント) 食育年間指導計画は管理栄養士が中心に作成し、食育目標『食べるのが楽しい・しっかりかんで、味わって美味しく食べる・自分で上手に食べれるようになる』とし、各年齢別にねらい・食育実施内容・食育活動・保護者との連携が示されています。職員で構成された食育委員会で給食会議(毎月)を行い、子どもの様子に合わせた日々の食事の量や内容・食べられるものが少しでも多くなるような検討が行われています。野菜の栽培やクッキング活動(ピーマンの肉詰め、梅干し、梅シロップ作り等)、境内生る柿の実収穫体験を通して子どもの食についての関心が深める為の取り組みが行われています。また、保護者へは「給食だより」やドキュメンテーション・施設の掲示版で周知し、希望者の保護者へは、個別にレシビを伝えています。今後は「食育だより」に掲載を検討しています。	
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることでできる食事を提供している。	a
(コメント) 子どもの発達状況や体調等を考慮して、調理の個別対応をしています。全園児対応には、栄養価の高い食材や調味料工夫をしています。喫食状況は「残食調査記録」「嗜好調査」で把握し、残食の多い食材があった場合は調理方法を変更し、改善しています。季節に合わせた献立“菜の花ちらし・セタキーマカレー・十五夜さつまいもドーナツ・魚のゆうあん焼き”や地域の食文化を取り入れた“郷土料理(ザンギ・ジューシー)”等の料理を提供しています。衛生管理は「衛生自主管理点検表」に適正に記録しています。管理栄養士等は、子どもの喫食状況を各クラス巡回で食事の様子を見る機会を持ち、交流を深め食育活動に生かしています。検食簿の感想の欄には、同じ意見だけでなく様々な内容の意見・感想の記入が期待されます。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-（1） 家庭との緊密な連携		
A-2-（1）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		b
（コメント）	保護者との日常的な情報交換として、0,1,2歳児はICTアプリの連絡ノートを毎日取り交わして、睡眠・食事・排便・家での様子等を共有しています。今日の保育内容は3.4.5歳児は保育ドキュメンテーションを掲示して、降園時等に声かけをしています。その日の保育は掲示し、それ以前の保育も見られるようにファイリングして、親子で過去の保育を振り返る事ができるように設置しています。ICTアプリは全保護者が利用でき、連絡事項や体調面で気になる時等はいつでもやりとりができます。夕涼み会やあそび大会(運動会)・発表会等の取り組みがあり、保育参観(年1回)では、0.1.2歳児は“こっそり参観”と称して園でのいつもの自然な子どもの姿を見てもらっています。クラス懇談会は5月と2月に実施行い、個人懇談は希望者のみ実施しています。保護者との情報交換や個人面談の内容については、子どもの成長過程がわかるように個別に記録することが望まれます。	
A-2-（2）保護者等の支援		
A-2-（2）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		b
（コメント）	保護者とは普段からコミュニケーションを取り、登園時や降園時等に気になることはクラスノートに随時記入し、担任間で共有しています。保護者から相談があった場合は、要望に応じて担任、もしくは施設長や副施設長が“かきのきルーム”内にある相談室等で対応しています。職員は保護者対応の方法を示した“和光園のしおり 子育て支援ブック”を活用し、保護者対応研修を行っています。相談内容記載については、振りかえりがしやすいよう個別に記録する等の工夫が望まれます。	
A-2-（2）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		a
（コメント）	子育てに関する保護者の意向や就労等の状況については、入園前面談やクラス懇談、登降園時の会話やICTアプリの連絡帳で把握し確認しています。職員は「子育て支援ブック」で学び、委員会による虐待チェックを実施して理解を深めています。虐待等の事案についてはマニュアル化され、それに基づいてクラス担任から主幹保育教諭、副施設長へ報告し、専門機関へと繋げています。マニュアルはいつでも閲覧することができるように、事務所に設置しています。職員と情報共有し、要保護児童対策協議会等専門機関と連携を図っています。虐待防止及び適切な対応に備え、虐待に関するニュース等が報道された際は、職員に回覧等行い情報共有をして意識を高めています。	

			評価結果
A-3 保育の質の向上			
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		b
（コメント）	保育実践の自己評価を実施する際には、ヒヤリングペーパーを使用し、施設長や副施設長との個別面談を実施しています。保育実践の成果や経過については、年間指導計画・週日案・個別指導計画・個別支援計画等で評価・反省をしています。自己評価の結果は分析・集約し、ビジョン会議等で保育の改善に繋げています。今後は、個人の自己評価を集約され「施設の自己評価」に繋げていることを全職員に周知することが望まれます。		
			評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助			
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助			
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。		a
（コメント）	不適切な対応の防止と早期発見の為、施設長・副施設長は施設内を巡回し、主幹保育教諭もクラスに積極的に入っています。体罰等の禁止事項を「和光園のしおり 期待する職員像（和光園ペルソナ）」に明記し、入職時研修で確認しています。「就業規則」は事務所保管「和光園のしおり」は各保育室保管とし、いつでも閲覧ができるようになっています。適切な関わり方については、アンガーマネージメントや文部科学省の「子どもに対するあらゆる体罰を禁止するための研修チェックリスト」等で具体的に学んでいます。今後「体罰等の禁止」については「就業規則」にも明記し全職員に周知することが期待されます。		

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	259人（回収率 62％）
調査方法	アンケート調査-無記名方式（2024年9月実施）

利用者への聞き取り等の結果（概要）

アンケート回収率は62％で、自由記述欄には、58％の方が声を寄せていました。設問が14問あるなかで「はい」と回答した結果が下記の通りになりました。

◆100％の高率が1設問ありました

○献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の献立や内容が充実していると感じますか。

◆90％の高率が2設問ありました

○お子さんが怪我をしたり、体調が悪くなったりした際の対応や慢性的な病気の対応は適切にされていますか。

○職員の言葉使いなどは丁寧で、服装などの身だしなみが整っていると思いますか。

◆80％台の回答は6設問ありました

○入園時の説明や、園の子どもたちの様子を見て子どもを預けることへの不安が軽減しましたか。

○子どもの気持ちや様子・子育ての悩みなどについて職員と話したり、相談したりすることが出来るような信頼関係がありますか。

○災害や不審者の侵入等、様々な危機を想定して子どもの安全を守るべき対策が十分取られていると思いますか。

○園内は全体的にいつも清潔で整理整頓されていると思いますか。

○日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じたり、個別面談などを行ったりしていますか。

○懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか。

◆70％台の回答は4設問ありました

○保育や教育の考え方や、指導内容に関する説明は様々な機会において丁寧に行われていると思いますか。

○園やクラスの様子などについて「園だより」「クラスだより」等を通じて、わかりやすく伝えられていますか。

○保護者からの苦情や意見に対して、園から「懇談会」や「園だより」などを通じて説明がありましたか。

○園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか。

◆60％台の回答は1設問ありました

○園の保育内容や保育サービスについて、貴方の意見や意向を伝えることができますか。

【総合的な感想】

特に意見の多かった点は、先生方が愛情を持って子どもを見てくださり、色々な先生が声掛けして下さり安心して、集団生活の中で社会性を学ぶことが出来、年齢に応じた保育方法を取り入れ、乳児クラスの担当制保育や4，5歳児異年齢縦割り保育も良いと思います。という回答がありました。要望があったのは、自由遊び以外に製作や集団活動、外遊びの時間を増やして欲しいです。という回答が寄せられています。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等